

大学機関別認証評価実施大綱 新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p style="text-align: center;"><u>はじめに</u></p> <p>本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について、その基本的方針、及び評価の実施に関する基本的な内容等を示したものです。</p> <p>国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています（学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条）。この認証評価制度の下で、各大学は、複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。</p> <p>機構においては、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の規定に基づき、国・公・私立大学に対して学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障するとともに、その教育研究水準の維持及び向上に資することを目的として、大学機関別認証評価を実施します。</p> <p><u>機構の実施する大学機関別認証評価</u>は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」の規定に基づいて実施します。<u>なお、評価の詳細な手順等については、各大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。</u></p> <p>機構の実施する<u>大学機関別認証評価</u>は「大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ために行うものです。<u>評価に当たってはこの目的に十分に配慮し、これまでの蓄積した評価の経験を活かすとともに評価を受けた大学等の意見を踏まえた上で、開放的で進化する大学評価を目指し、常に評価のシステムの改善に努めてまいります。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>はじめに</u></p> <p>本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について、その基本的方針、及び評価の実施に関する基本的な内容等を示したものです。</p> <p>国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています（学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条）。この認証評価制度のもとで、各大学は、複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。</p> <p>機構においては、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の業務規定に基づき、国・公・私立大学に対して学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障するとともに、その教育研究水準の向上に資することを目的として、大学機関別認証評価を実施します。</p> <p><u>評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」の規定に基づいて実施します。この他に、評価の詳細な手順等については、各大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。</u></p> <p>機構の実施する<u>評価</u>は「大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ために行うものです。<u>本評価の実施に当たってはこの目的に十分に配慮し、これまでの評価経験の蓄積を活かすとともに評価を受けた大学等の意見を踏まえた上で、常に、より良い大学評価のシステムを求め、開放的で進化する大学評価となるよう努めてまいります。</u></p> <p><u>なお、大学評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、選択的評価事項を定め、大学の希望に応じて評価を実施します。</u></p>	<p>適切な表現に修正した。</p> <p>選択的評価事項は、認証評価と切り離し、別に申請する評価（大学機関別選択評価）として実施することから、本大綱から削除した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
ii	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>IX</u> 評価の時期・・・・・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p><u>X</u> 追評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p>(削除)</p> <p><u>XI</u> 評価費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p><u>XII</u> 大学評価基準等の変更手続き・・・・・・・・ 7</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>はじめに</u>・・・・・・・・・・・・・・・・ i</p> <p>(省略)</p> <p><u>IX</u> 評価費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p><u>X</u> 評価の時期・・・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p><u>XI</u> 追評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p><u>XII</u> 教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出・・・・・・・・ 7</p> <p>(IXより移設)</p> <p><u>XIII</u> 大学評価基準等の変更手続き・・・・・・・・ 7</p> <p><u>XIV</u> その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p>	<p>項目の移動及び削除に伴い、繰り上げを行った（詳細は後述を参照）。</p> <p>選択的評価事項に関する記述を削除した。</p>
1	<p>I 評価の目的</p> <p><u>独立行政法人大学評価・学位授与機構</u>（以下「<u>機構</u>」という。）が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する、<u>大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価</u>（以下「<u>大学機関別認証評価</u>」という。）は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。</p> <p>(省略)</p>	<p>I 評価の目的</p> <p><u>機構</u>が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する<u>大学機関別認証評価</u>は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。</p> <p>(省略)</p>	<p>初出の用語について、詳細を明記した。</p>
1	<p>II 評価の基本的な方針</p> <p>上記の評価の目的を踏まえ、<u>機構</u>は以下の基本的な方針に基づいて<u>大学機関別認証評価</u>を実施します。</p> <p>(1) 大学評価基準に基づく評価</p> <p><u>大学機関別認証評価</u>は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。</p>	<p>II 評価の基本的な方針</p> <p>上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。</p> <p>(1) 大学評価基準に基づく評価</p> <p>この評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。</p>	<p>文意を明確にするため、表現を修正した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
2	<p>(2) 教育活動を中心とした評価 <u>大学機関別認証評価</u>は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心とした大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施します。</p> <p>(3) 各大学の個性の伸長に資する評価 <u>大学機関別認証評価</u>は、大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるよう配慮しています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を<u>展開</u>する上での<u>基本的な方針</u>、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。</p> <p>(4) 自己評価に基づく評価 <u>大学機関別認証評価</u>は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、大学評価基準及び別に定める「<u>自己評価実施要項</u>」に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。 <u>機構による評価</u>は、大学が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む。）を分析し、その結果を踏まえて実施します。 なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法等について説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 透明性の高い開かれた評価 意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、<u>これまでに蓄積した評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。</u></p> <p>(7) <u>国際通用性のある評価</u> <u>大学のグローバル化が進展しつつある現在、認証評価においてもまた、国際通用性が求められています。このことを踏まえ、大学における内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を実施します。</u></p>	<p>(2) 教育活動を中心とした評価 この評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施します。</p> <p>(3) 各大学の個性の伸長に資する評価 <u>この評価</u>は、大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるよう<u>な配慮</u>をしています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を<u>実施</u>する上での<u>基本方針</u>、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。</p> <p>(4) 自己評価に基づく評価 <u>評価</u>は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、<u>機構の示す</u>大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。 評価は、大学が行う自己評価の結果(<u>大学の自己評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。</u>)を分析し、その結果を踏まえて実施します。 なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 透明性の高い開かれた評価 意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。</p> <p>【新規】</p>	<p>文章を明確にするため、表現を修正した。 その他、適切な表現に修正した。</p> <p>内部質保証システム、学習成果、教育情報の公表を重視した評価を行うことを明確化するため追記した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
2	<p>Ⅲ 評価の実施体制</p> <p>(1) 評価の実施体制 評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。 評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、<u>国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。</u> <u>なお、評価委員会及び評価部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加えないこととします。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p>Ⅲ 評価の実施体制</p> <p>(1) 評価の実施体制 評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。 評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。<u>ただし、対象大学に関する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。</u> <u>評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p>文意を明確にするため、表現を修正した。 その他、適切な表現に修正した。</p>
3	<p>Ⅳ 大学評価基準の内容</p> <p>(1) 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、<u>10</u>の基準で構成されています。</p> <p>(2) <u>10</u>の基準は、<u>学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての大学を対象としています。</u></p> <p>(3) 基準の多くは、<u>いくつかの内容に分けて規定しています。</u>また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。 なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>Ⅳ 大学評価基準の内容</p> <p>(1) 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、<u>11</u>の基準で構成されています。</p> <p>(2) <u>11</u>の基準は、<u>大学の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての大学を対象としています。</u></p> <p>(3) 基準の多くは、<u>内容をいくつかに分けて規定しています。</u>また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。 なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。</p> <p><u>(4) 大学評価基準とは異なる側面から大学の活動を評価するため、希望する大学を対象とする選択的評価事項として「研究活動の状況」及び「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設けています。(「Ⅳ その他」参照)</u></p>	<p>構成する基準数を変更したため、修正した。 その他、適切な表現に修正した。</p> <p>選択的評価事項に関する記述を削除した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
3	<p>V 評価の実施方法</p> <p>(1) 評価プロセスの概要 <u>大学機関別認証評価</u>は、<u>おおむね</u>以下のようなプロセスにより実施されます。</p> <p>① 大学における自己評価 各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。 自己評価は、<u>10</u>の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての基本的な観点に係る状況を分析、整理することが求められます。 なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。 また、各大学の優れた点、改善を要する点<u>等</u>を評価し、記述します。</p>	<p>V 評価の実施方法</p> <p>(1) 評価プロセスの概要 <u>評価</u>は、<u>概ね</u>以下のようなプロセスにより実施されます。</p> <p>① 大学における自己評価 各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。 自己評価は、<u>11</u>の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに<u>大学の教育活動等</u>の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての「<u>基本的な観点</u>」に係る状況を分析、整理することが求められます。 なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。 また、各大学の優れた点、改善を要する点<u>など</u>を評価し、記述します。</p>	<p>構成する基準数を変更したため、修正した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>
4	<p>② 機構における評価</p> <p>(i) <u>10</u>の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。 なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析状況を総合した上で、基準ごとに行います。</p> <p>(ii) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨を指摘します。</p> <p>(iii) 大学全体として、<u>10</u>の基準全てを満たしている場合に、機関としての大学が、<u>機構が定める</u>大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。 また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。</p> <p>(2) 評価方法 評価は、評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成する自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。 これらの調査、分析結果を基に、評価部会が評価結果（原案）を作成します。</p>	<p>② 機構における評価</p> <p>(i) <u>11</u>の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。 なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「<u>基本的な観点</u>」及び大学が独自に設定した観点の分析の状況を<u>含めて</u>総合した上で、基準ごとに行います。</p> <p>(ii) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の<u>指摘</u>を行います。</p> <p>(iii) 大学全体として、<u>11</u>の基準の<u>全て</u>を満たしている場合に、機関としての大学が<u>当機構の</u>大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。 また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。</p> <p>(2) 評価方法 評価は、<u>各</u>評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成する自己評価書（<u>大学の自己評価において</u>根拠として提出された資料・データ等を含む。）、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。 これらの調査、分析結果を基に、<u>各</u>評価部会が評価結果（原案）を作成しま</p>	<p>構成する基準数を変更したほか、適切な表現に修正した。</p> <p>適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	
	<p>評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>す。評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。</p> <p>(3) (省略)</p>	
5	<p>VI 評価のスケジュール</p> <p>評価実施の前年度</p> <p><u>5月～6月</u></p> <p>① 機構による評価に関する説明会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関別認証評価の仕組み、方法等を説明します。 <p>↓</p> <p>9月末</p> <p>② 評価の申請及び受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (省略) <p>↓</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ 大学の自己評価担当者等に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の<u>作成方法等</u>について説明を行うなどの研修を実施します。 <p>(中略)</p> <p>⑤ 機構における評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (省略) ○ 評価結果（原案）は、<u>評価委員会</u>において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。 <p>(中略)</p> <p>⑦ 意見の申立ての<u>手続き</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (省略) <p>⑧ 評価結果の確定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、意見の申立てに対する審議を経て、<u>評価委員会</u>において評価結果を確定します。 ○ (省略) 	<p>VI 評価のスケジュール</p> <p>評価実施の前年度</p> <p><u>6月～7月</u></p> <p>① 機構による評価に関する説明会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関別認証評価の仕組み、方法<u>など</u>を説明します。 <p>↓</p> <p>9月末</p> <p>② 評価の申請及び受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (省略) <p>↓</p> <p><u>11月～12月</u></p> <p>③ 大学の自己評価担当者等に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の<u>記載など</u>について説明を行うなどの研修を実施します。 <p>(中略)</p> <p>⑤ 機構における評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (省略) ○ 評価結果（原案）は、<u>大学機関別認証評価委員会</u>において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。 <p>(中略)</p> <p>⑦ 意見の申立ての<u>手続</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (省略) <p>⑧ 評価結果の確定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、意見の申立てに対する審議を経て、<u>大学機関別認証評価委員会</u>において評価結果を確定します。 ○ (省略) 	<p>評価対象校の数に応じ柔軟な対応をするため、時期に関する記述を削除した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由						
6	<p>Ⅶ 評価結果の公表</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）をウェブサイトに掲載します。</p>	<p>Ⅶ 評価結果の公表</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学から提出された自己評価書（<u>大学の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。</u>）を<u>機構の</u>ウェブサイトに掲載します。</p>	適切な表現に修正した。						
6	<p>Ⅷ 情報公開</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。 ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該大学と協議します。</p>	<p>Ⅷ 情報公開</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。 ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該大学と協議します。</p>							
	<p><u>(削除)</u></p>	<p>Ⅸ 評価費用</p> <p>(1) <u>評価を実施するに当たって、以下の評価手数料を徴収します。</u></p> <table border="0" data-bbox="1632 1312 2240 1438"> <tr> <td>基本費用</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>1 学部当たり</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>1 研究科当たり</td> <td>20 万円</td> </tr> </table> <p>① <u>独立大学院の研究科については、1 学部当たりの評価手数料を徴収します。</u></p> <p>② <u>学部（研究科）には、学部（研究科）以外の基本組織を含みます。</u></p> <p>(2) <u>評価手数料の納付手続き、「追評価」に係る評価手数料、その他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。</u></p>	基本費用	200 万円	1 学部当たり	30 万円	1 研究科当たり	20 万円	評価費用に関する項目について、掲載の順番を変更するため、削除した。
基本費用	200 万円								
1 学部当たり	30 万円								
1 研究科当たり	20 万円								

頁	新	旧	改訂の理由
6	<p>Ⅹ 評価の時期</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 機構において次回の評価を受ける場合には、<u>評価実施の翌年度から起算して、5年目以降から申請できる</u>こととします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)</p>	<p>Ⅹ 評価の時期</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 機構において次回の評価を受ける場合には、<u>評価実施年度から5年目以降の年度から申請する</u>こととします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)</p>	<p>項目の移動に伴い繰り上げを行った。</p> <p>適切な表現に修正した。</p>
7	<p>Ⅹ 追評価</p> <p>大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める<u>手続き</u>に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。</p> <p>この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価結果と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します。</p>	<p>Ⅹ 追評価</p> <p>大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める<u>手続</u>に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。</p> <p>この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。</p>	<p>項目の移動に伴い繰り上げを行った。</p> <p>適切な表現に修正した。</p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p>Ⅺ 教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出</p> <p>大学評価基準を満たした大学が、<u>その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るもの</u>とします。</p>	<p>大学における教育研究活動等の状況の変更については、大学自らが情報を提供するべきものであるため、制度を廃止し、削除した。</p>
7	<p>Ⅺ 評価費用</p> <p><u>評価手数料、追評価に係る評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、それぞれ別に定めるところによります。</u></p>	<p>【新規】</p>	<p>評価手数料に係る事項について、適宜見直しを可能とするため、別に定めるものと修正した。</p>
7	<p>Ⅺ 大学評価基準等の変更手続き</p> <p>(省略)</p>	<p>Ⅺ 大学評価基準等の変更手続き</p> <p>(省略)</p>	<p>項目の削除に伴い繰り上げを行った。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	(削除)	<p>XV その他</p> <p><u>機構は、本大綱及び大学評価基準に基づいて大学機関別認証評価を実施しますが、大学評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、選択的評価事項を定め、大学の希望に応じて大学評価基準とは異なる側面から大学の活動等を評価します。</u></p> <p><u>選択的評価事項には、教育活動と関連する側面のみからでは十分に把握することが難しい「研究活動の状況」や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を評価するための事項を設けており、その事項に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価を行います。</u></p> <p><u>ただし、選択的評価事項のみの申請はできません。</u></p> <p><u>なお、選択的評価事項に係る評価の実施に関する基本的な内容等は本大綱の規定に準じます(注)。</u></p> <p><u>(注)ただし、選択的評価事項の評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。また、選択的評価事項に係る追評価は実施しません。</u></p>	<p>選択的評価事項に関する記述を削除した。</p>